

## 大月市着ぐるみ貸出要項

(趣旨)

第1条 この要項は、大月市(以下「市」という。)所有のキャラクターの着ぐるみ「おつけちゃん」(以下「着ぐるみ」という。)を貸出すことにより、消費者被害防止をPRするため、着ぐるみの貸出し等に関し必要な事項を定めるものとする。

(着ぐるみの種類等)

第2条 着ぐるみの種類等は次のとおりとする。

おつけちゃん 1体

(貸出対象者等)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、業務に支障を及ぼさない範囲において、着ぐるみを貸し出すことができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に勤務し、又は通学する者
- (3) 市内で活動する団体又は企業

2 前項の貸出期間は、貸出日から返却日を含めて7日以内とする。

(貸出申請)

第4条 着ぐるみの貸出しを受けようとする者は、着ぐるみ貸出承認申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に必要な書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の申請書は、貸出しを受けようとする日の6月前から3日前までの期間に提出しなければならない。なお、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

(貸出承認)

第5条 市長は、申請書の提出があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみ貸出承認書(様式第2号)により承認するものとする。

- (1) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党及び宗教団体を支援若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) その他管理上支障があるとき。

2 前項の承認に際し、管理上必要な条件を付することができる。

( 遵守事項 )

第 6 条 借受者は、次に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途にのみ使用すること。
- (2) 貸出期間を遵守すること。
- (3) その他、特に付した条件に従って使用すること。

( 承認の取消し等 )

第 7 条 借受者が前条に定める事項を遵守しなかったときは、市長はその承認を取り消すとともに、以後の貸出しは承認しない。

- 2 市長は、借受者が前項の処分によって損害を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

( 原状回復 )

第 8 条 借受者が着ぐるみを汚損した場合は、当該借受者の責任と負担により、修補又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、市長が着ぐるみの修補又はクリーニングを求めたときは、借受者はこれに従わなければならない。

( 市の責任 )

第 9 条 着ぐるみの貸出しにより借受者が被った被害及び借受者によりなされた第三者への損害に対しては、市は一切の責めを負わない。

( 補則 )

第 10 条 この規定に定めるもののほか、着ぐるみの貸出しに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要項は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。